

平成 25 年第 6 回天塩町農業委員会総会議事録

| | | | |
|--|----------------------|-----------------------------------|-----|
| 招 集 年 月 日 | 平成 25 年 9 月 30 日 (木) | | |
| 招 集 場 所 | 天塩町役場 3 階委員会室 | | |
| 開 閉 日 時 及 び 宣 告 | 開 会 | 平成 25 年 9 月 30 日 (木) 午前 10 時 00 分 | |
| | 議 長 | 会長 中 嶋 康 治 | |
| | 閉 会 | 平成 25 年 9 月 30 日 (木) 午前 10 時 50 分 | |
| | 議 長 | 会長 中 嶋 康 治 | |
| 応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 10 名 欠席 1 名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席 | 議席番号 | 氏 名 | 出欠別 |
| | 1 | 満 保 豊 | ○ |
| | 2 | 黒 川 益 毅 | ○ |
| | 3 | 佐 藤 博 幸 | ○ |
| | 4 | 奥 山 稔 | ○ |
| | 5 | 鎌 田 英 樹 | ○ |
| | 6 | 川 端 英 嗣 | ● |
| | 7 | 山 本 俊 榮 | ○ |
| | 8 | 杉 本 元 | ○ |
| | 9 | 吉 田 謙 司 | ○ |
| | 10 | 宍 戸 栄 一 | ○ |
| | 11 | 中 嶋 康 治 | ○ |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 議事録署名委員 | 議席番号 | 9 番 吉 田 謙 司 10 番 宍 戸 栄 一 | |
| 職務のため議場に出席 した者の職氏名 | 事務局 長 | 守 山 義 昭 | |
| | 総務係 長 | 菅 雅 彦 | |
| | 農地整備係 長 | 岩 花 英 樹 | |
| | 地域おこし協力隊 | 梶 原 崇 | |

平成25年度第6回天塩町農業委員会総会

議長 ただいまの出席委員は、10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年度第6回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長 これから本日の会議を開きます。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により議長において

9番 吉田 謙司 君

10番 穴戸 栄一 君

を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は、本日一日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長 次に、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条1項による計画書の決定について」を議題とします。整理番号より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条1項による計画書の決定について」その内容をご説明申し上げます。まず、利用権設定の案件から総括表に基づき説明申し上げます。2ページをご覧ください。今回は2件あります。

1件目ですが、 から に賃貸借するものです。

この案件につきましては、賃貸借到来により更新するものです。

なお、条件面は、ご覧の総括表の通りとなっております。

2件目ですが、 から に賃貸借するものです。この案件につきましては、賃貸借到来により更新するものです。

なお、条件面についてはご覧の総括表のとおりとなっております。

以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局より説明のありました賃貸借の質疑を行います。

全員 なし

議長 質問なしと認めます。お諮りします。本件は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。次に整理番号8-2につきましては、 委員の案件がありますので、農業委員会法第24条第1項の議事参与の制限に基づき関係委員の退出を求めます。それでは、委員の利害に関する案件について事務局より内容の説明を求めます。

事務局 2件目ですが、 から に賃貸借するものです。
この案件につきましては賃貸借到来により更新するものです。

なお、条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 なし

議長 質問なしと認めます。お諮りします。本件は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり決定されました。退席となっている関係委員は席にお戻りください。

次に議案第2号「農地法第5条の規定による変更許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第2号「農地法第5条による変更許可申請について」ご説明申し上げます。

農地転用許可後の事業計画変更に係る意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。7ページをご覧ください。

貸主は となっております。借主については、 となっております。

土地については、 で平成 年 月 日に農地法第5条の許可指令した土地であります。

この許可指令が変更許可申請に至った経緯ではありますが、平成 年月上旬埋め戻し作業の工程の中で当該許可申請地域外から埋め戻し土をブルドーザー等で採取跡地に押込作業を実施

この作業が農地法第5条の転用違反行為にあたることで、留萌振興局と相談しながら是正処置の指導及び処分を検討したところであります。

処分の付帯処理として、当該許可の変更申請を提出するよう許可申請者借主の に指導し、変更許可申請を提出した次第です

尚、変更内容についてですが大枠の転用面積、転用期間等の変更はありません。

許可申請地外から掘削した土が 程度あります。当初計画ではから埋め戻し運搬土の数量は 搬入する計画でしたが、現地で掘削した土が を使用することにより から搬入する土量が減少するに伴い 変わり、それによって平成 年許可当初の資金計画の

内容が変更になります。

尚、違反行為で生じた土を押し込む作業については、9月の農業委員会総会及び10月の北海道農業会議において、許可になった日からです。

総合意見としては、許可相当としております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

もっとわかりやすく説明してくれませんか

事務局長 私の方から説明させていただきます。11 ページをご覧ください一番右端に7511-2という地番がありますがこの土を黄色い部分に移した。今やってるのは黄色い部分の大きい四角いほうなのですがここに埋戻しで持ってくる土地から持ってくるつもりだったのですがたまたまさんがと今やっている黄色い部分にちょうど段差があり段差を解消してほしいと が言われてその土をちょっと動かすかと軽い気持ちで重機の運転手がやってしまったと、でもそれは土をいじるといっている土地ではないので についてはそこから動かすという計画はなかったですね。

埋戻しの土はよそから持ってくるという計画を立てているのにたまたまさんが高さをならしてくれといったことで軽い気持ちで横から動かしてしまった。で、これが農地法違反になってしまうということで、今正規の形に戻すということで小さい黄色い四角から大きい黄色い四角に移し から横に動かした土については、すでに戻したということです。そういうことでして安易にやったのですが農地法違反だったということです。

わかりました。

これは本人からの申し出で発覚したのですか。

事務局長 いえ、留萌振興局の担当が定期的に見回っていてそのときにちょうど作業しているときに発見したそうです。

議長 わかりました。ということですがよろしいでしょうか。

全員 はい

議長 お諮りします。本件は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。次に議案第3号「現況証明願いについて」を議題

とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第 3 号「現況証明願いについて」その内容について、ご説明申し上げます。14 ページから 16 ページをご覧ください。

当該案件については、 で の土地であります。

この度、土採取のため農用地開発許可申請に係る現況証明の依頼があったところです。

15 ページをご覧ください。下の図面の赤く囲んである 1 については、もうすでに平成 年 月 日に開発行為許可が認可され、完了届が平成 年 月 日に より提出された次第であります。

したがって今回の現況証明願いについては、15 ページ及び 16 ページの 4～6 の部分の箇所になります。

9 月 25 日に、中嶋会長、黒川委員、守山課長菅係長、梶原地域おこし協力隊の 5 名で現地確認いたしました。

判定ですが、 については、原野としたところですが以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

事務局長 これ 16 ページの写真の③の写真の笹が生えてるところは今回の案件では外れてるんですね。で、笹から出ると写真④、⑤、⑥の場所が、今現況証明が求められている部分です。 さんに話を聞くと さんが離農したそのころから使っていないということでたぶん 20 年以上は経っていると思います。

議長 現地を見ますと何年経っているかわかりませんがずっとこのような感じですね。

土取った後は埋戻しとかするのでしょうか。

事務局長 現況証明だけですのでそこまでは求めていないですね。

議長 農地でないということを認めてほしいということですね。

議長 よろしいでしょうか。お諮りします。本件は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって本件は承認されました。以上で本総会に

付された案件は全て終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。以上をもちまして閉会といたします。

平成 25 年 9 月 30 日

署名委員

(9 番) 吉 田 謙 司

(10 番) 穴 戸 栄 一